

竜巻から身を守るために

竜巻は季節を問わず発生しますが、北海道では秋から初冬の寒冷前線通過時に特に多く確認されています。宗谷地方でも過去に数件の被害事例があります



が、昨年も9月20日に礼文町ウエントマリ地区で竜巻が発生し、住家屋根のはく離や倉庫の破損など多くの被害を受けました。

竜巻は恐ろしい現象です。過去の竜巻に遭遇した人への調査では「雲の底から伸びる（漏斗状の）雲を見た」「物が回転しながら舞い上がるのを見た」「ゴーという音がしたのでいつもと違うと感じた」「耳がキーンとなった」という声を聞きました。このような状況に遭遇したら、すぐに頑丈な建物の中に避難する、家の中では窓は必ず閉めてカーテンを引き、低い階の部屋に移動するなど、身を守るための行動を執ってください。

気象台では、竜巻が発生しやすい気象状況が予想された場合、突風が発生する可能性の確度に応じて段階的に気象情報を発表します。これらの気象情報は、気象庁ホームページのほか、民間事業者による携帯コンテンツサービスでも入手できます。また、「竜巻発生確度ナウキャスト」では竜巻が発生する可能性が高い領域を確認できますので、命を守るためにも気象情報をうまく活用してください。

(<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>)

お問い合わせ先
稚内地方気象台 電話 0162-23-2679

旭川地方法務局からのお知らせ ～自筆証書遺言書保管制度のご案内～

遺言は相続をめぐる紛争を防止するために有用な手段であり、自筆証書遺言書は自筆さえできれば遺言者本人のみで作成できます。

これまで自筆証書遺言書の保管については自分自身で保管するか遺言執行者等に預けるなどの方法しかありませんでしたが、自筆証書遺言書保管制度の創設により法務局に預けることができるようになりました。法務局に預けることによって、遺言者死亡後に相続人などに遺言書が発見されなかったり、改ざんされたりすることなどを防ぐことができ、家庭裁判所の検認手続きも不要となります。

自筆証書遺言書保管制度はプライバシー保護と、手続きに一定の時間が必要となることから、予約制となっております。

ご検討される方は、下記までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

旭川地方法務局供託課 電話 0166-38-1167
受付時間 午前8時30分から午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)

【オンライン予約】

法務局手続案内予約サービス
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

【手続きの詳細】

法務省ホームページ
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



道税および市町村税に係る全道統一的な滞納整理を実施します

北海道と市町村は道税および市町村税の収入確保を図るため、9月に個人住民税を含む市町村税の滞納事案について差押予告や財産調査を実施し、各種財産の差押えなど、滞納処分を強化します。

納税がお済みでない方は早急に納税されますようお願いいたします。

お問い合わせ先

道税に関すること：〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27

北海道宗谷総合振興局 税務課 電話 0162-33-2519

町税に関すること：幌延町役場 住民生活課 生活グループ 電話 5-1112